

## 西都市パートナーシップ宣誓制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、西都市総合計画及び西都市男女共同参画プランの理念に基づき、市民がお互いに理解・共感し、すべての人の人権を尊重し、擁護している人権尊重のまちづくりを目指し、パートナーシップ宣誓制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 「結婚や恋愛は異性が対象」「身体の性別と心の性別は一致する」などの一般的・典型的と考えられてきた性のあり方に当てはまらない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である2人の者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓することをいう。

### (宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする2人の一方又は双方が、市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓をしていないこと。
- (5) 宣誓をしようとする者同士が民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次の各号に掲げる全ての書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することがで

きないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
  - (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により宣誓をした2人の一方又は双方が市内に住所を有しない場合は、宣誓後1月以内に、本市に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、宣誓をしようとする者の本人確認のために、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
  - (2) 旅券
  - (3) 運転免許証
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が添付されたもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

(受領証の交付)

- 第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、当該申請をした者の一方又は双方が市内に住所を有していない場合においては、第4条第2項に定める書類の提出後に受領証及び宣誓書の写しを交付するものとする。
- 2 前条の規定により通称名を使用したときは、戸籍に記載されている氏名(外国人等の場合には、これに準ずるもの)を受領証に記載するものとする。

(受領証の再交付)

- 第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証を紛失し、毀損し、若しくは汚損したとき又は氏名・住所の変更等再交付が必要と認められるときは市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第3号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証の再交付を受けることができる。
- 2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証を再

交付するものとする。

(受領証の返還)

第8条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第4号)に第6条の規定により交付を受けた受領証を添えて市長に返還しなければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 一方が婚姻や新たなパートナーシップの宣誓をする場合
- (3) 双方が本市外に転出した場合

(宣誓書の保存及び廃棄)

第9条 市長は、宣誓書を30年間保存するものとする。ただし、前条の規定による返還の届出があったときは、宣誓書を破棄することができる。

(他の地方自治体との連携協定)

第10条 宣誓者は、本市と連携協定を締結している地方自治体(以下「連携地方自治体」という。)へ転出する場合にあつて、継続してパートナーシップ宣誓制度に類する制度を利用しようとするときは、パートナーシップ宣誓情報引継ぎ申出書(様式第5号。以下「情報引継ぎ申出書」という。)を市長に提出することができる。

- 2 市長は、前項の規定により情報引継ぎ申出書が提出されたときは、速やかに情報引継ぎ申出書の写しを、転出先の地方自治体の長に送付するものとする。
- 3 情報引継ぎ申出書により、連携地方自治体の長から市長に宣誓情報の引き継ぎがあつた場合は、当該申出者は市長に申請したものとみなす。
- 4 前項の場合において、市長は、申出者双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を受け、受領証を交付する。
- 5 市長は、宣誓者が連携地方自治体へ転出する際に、パートナーシップ宣誓情報引継ぎ申出書を提出した場合は、第8条の規定に関わらず、受領証が返還されたものとみなす。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は令和4年4月1日より施行する。